

令和2年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和2年9月1日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 7＞
- 日程第 5 報告第 1 5 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 6 報告第 1 6 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 7＞
- 日程第 7 議案第 6 5 号 教育委員会委員の任命について＜P 7～P 8＞
- 日程第 8 議案第 6 6 号 里見が丘公園整備（電気設備）工事請負契約について＜P 8～P 1 2＞
- 日程第 9 議案第 6 7 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について＜P 1 2＞
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について＜P 1 2～P 1 3＞
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について＜P 1 3～P 1 4＞
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について＜P 1 4＞
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 足寄町都市計画マスタープラン（令和 2 年～令和 2 1 年）について＜P 1 4～P 1 6＞
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 6～P 1 7＞
- 日程第 1 5 請 願 第 2 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書＜P 1 7～P 1 8＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和2年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、7番高橋健一君、8番川上修一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。
7番。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間とし、このうち2日から8日までと11日から15日までの12日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月1日は、最初に議長の諸般の報告を受けます。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、報告第15号と報告第16号の報告を受けた後、議案第65号から議案第70号までと議案第72号を即決で審議いたします。

議案第71号と請願第2号については、総

務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

9日は、一般質問などを行います。

10日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告をいたしますので、御了承願います。

なお、議案第73号から議案第80号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第81号と議案第82号は、令和元年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出された際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承をお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの17日間に決定をいたしました。

なお、17日間のうち、2日から8日までと11日から15日までの12日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、12日間は休会に決定をいたしま

した。

なお、11日、14日、15日の3日間は決算審査特別委員会を開催をいたします。

また、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月3日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、令和2年7月16日開会の第3回足寄町議会臨時会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告をしていたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

全国の緊急事態宣言の解除後、国・北海道においては、イベントや外出自粛、休業要請を段階的に緩和してきましたが、全国の感染状況等を踏まえ、イベントの入場者数については、7月末までとされていた屋内外の収容率50%、人数制限5,000人以下とする開催制限を9月末まで維持することとされました。

また、北海道においては、感染の状況に応じて新たな5段階の警戒ステージを設定することとし、医療提供体制や新規感染者数などを指標として、ステージに応じて行動自粛等の要請を行うこととなりました。現在はス

テージ1で、感染者が散発的に発生し、医療提供体制に大きな支障がない段階で、北海道スタイル等と呼びかけることとされていることから、本町においても引き続き防災行政無線や広報あしよろ、ホームページ等を活用して、感染防止策として手洗いやマスク着用、発熱等の症状のある方は外出を避けるなど、新しい生活様式に基づく行動の徹底・継続を町民の皆様と呼びかけてまいります。

また、感染対策等については町内医療機関との情報交換等を行っているほか、農業者が感染した場合の支援対策として、足寄町農業関係新型コロナウイルス対策会議を設置し、営農継続のための支援体制整備を図っております。

町内の各施設については、推奨利用人数の設定など一部制限を行っておりますが、利用者の協力を頂き、特に混乱もなく施設運営を行うことができております。

次に、子どもセンターの対応状況について御報告いたします。

まず、感染防止のため利用者の制限を行っているほか、登退園におきましては、玄関のほかベランダ等を利用し、出入口の分散を行って保護者の密を防いでおります。また、保育所行事につきましては、時間短縮や保護者の参加人数を制限するなど感染防止を徹底した上で実施することとしております。

次に、町内における各イベントの実施状況について御報告いたします。

町民水泳記録会、町民マラソン大会、町民芸術祭、女性のつどい、赤十字ふれ愛バザールにつきましては、主催者や実行委員会等において開催について検討し、来場者や関係者の安全を考慮した結果、中止することとなりました。例年開催されていた町内の事業が実施されないことは残念ではありますが、今後も町民の安全を第一に感染防止対策等を十分考慮し、各種事業の実施について検討してまいります。

次に、平成23年6月からあしよろ銀河ホール21北側の多目的観光施設におきまし

て、NPO法人障がい児・者地域サポートふれあいが障がい者就労支援の取組として飲食事業を行っていました、ゆめ風ひろばは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年4月20日から休業をしていましたが、売上げの回復、経営改善の見通しが立たないため、再開せず閉店するとの報告を受けました。うどんを中心とした軽食が好評で、障がいのある方の就労の場、町民との交流の場としてにぎわいがありましたことから、閉店は非常に残念な結果であります。商工会、観光協会及び農業協同組合と協議をさせていただいておりますが、コロナ禍における出店等の新規事業の検討は難しいとお話を聞いており、新たな利活用の決定には時間がかかるものと考えております。

次に、特別定額給付金事業の実施状況について御報告いたします。

この事業は基準日である令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付するものですが、本町においては5月18日から8月17日に申請受付を行い、未申請者については介護事業所等や民生委員の皆様の御協力を頂き、給付を辞退された3世帯を含む全対象世帯から申請を受け、8月21日をもって給付が完了いたしました。

続いて、国民健康保険病院における対策状況についてですが、現状においては建物の構造上、患者の動線を完全に分離することは困難であるため、でき得る可能な対応策として、外来の一般的な発熱患者については、従来発熱外来として設置している専用の個室等で診療を行っているほか、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者については、現在休止となっている売店スペースが換気可能であることから、簡易な間仕切り等を設置することなどにより、専用の診療エリアを設け、一般の患者と区分して対応することで、院内における感染防止対策を図っているところであります。

また、夜間や休日等については、基本的に

救急外来において対応することとなりますが、いずれの場合も院内感染症対応マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底して診療に当たっております。

なお、入院患者への原則面会禁止措置については、患者や御家族に御不便をおかけすることとなりますが、現在の国内における陽性者数及び管内他医療機関の状況等を鑑み、当面の間継続させていただくこととしております。

現在、国保病院に通院及び入院されている患者は、人工透析を必要とする方をはじめ、その多くが何らかの基礎疾患を有する高齢者となっております、一たび院内感染が発生すると、最悪の場合クラスターへと発展し、患者の命を脅かすおそれがあるほか、診療の継続など医療提供体制にも影響を及ぼす可能性があります。そのため、引き続き院内感染対策を講じていく必要があることから、全額補助である国の新型コロナウイルス感染症包括支援事業を活用した感染対策用具及び器械備品購入に係る経費500万円について、本定例会に補正予算として提案させていただきました。

なお、介護、障がい、福祉分野につきましても、同事業を活用し、感染対策消耗品及び備品購入に係る経費について、補正予算を提案させていただいております。

次に、国の第2次補正予算の成立により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたことから、本交付金のうち4億998万1,000円を活用した7月の臨時会及び本定例会で予算を提案させていただいた交付金充当予定事業について御報告いたします。

本町の充当予定事業は別紙資料のとおりで、7月臨時会の補正予算で計上済みである商工振興対策経費については、本定例会で歳入予算の組替を行っております。

交付金充当予定の主な事業といたしましては、テレビ会議を円滑に行うための無線機器や大型液晶モニター等の購入費用のほか、コ

コミュニティーバス感染防止対策事業として新規車両の導入費用、あしよろ銀河ホール21の屋内及び屋外トイレ改修や換気設備整備工事として6,674万8,000円、町内全域への光回線整備を行う高度無線環境整備推進事業負担金として8億4,656万1,000円を計上しております。

また、医療体制整備支援等事業として、非接触型検温システム等の感染対策備品購入や医療用マスク等の購入費用を計上しているほか、児童福祉施設等感染予防対策事業としてへき地保育所や児童館等の玩具や図書の除菌器購入費用を計上しました。

緊急事態宣言による外出自粛等で大きな影響を受けた町内小規模事業者等に対しましては、商工振興対策経費として、国の小規模事業持続化補助金（コロナ特別型）の対象とならない事業継続に必要な新型コロナウイルス感染対策に要する経費の一部を商工会を通じて、支援する小規模事業振興補助金、国の家賃支援給付金の対象とならない中小企業を対象に、地代や家賃の一部を支援する家賃支援金を計上しております。そのほか、商工会が実施する、頑張ろう足寄プレミアム付商品券発行事業に、プレミアム率50%分と事務経費等を合わせて2,150万円を予算計上させていただきました。

また、観光振興管理経費として、観光協会が実施するコロナ禍での特産品等のオンライン販売、新しい生活様式に対応した観光情報サイト再構築費及び観光振興に関する事業を支援する補助金を計上しました。

教育費においては、学校保健特別対策事業費国庫補助金を活用した小中学校における感染対策消耗品や備品の購入費用、学校施設空調設備整備事業として、足寄小学校保健室に空調設備を整備する工事費を計上しました。

なお、今後さらに新型コロナウイルス感染症対策事業として、迅速な対応が必要になり、議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解賜り

ますようお願いいたします。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組について御報告いたしましたが、今後におきましても、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限とすべく、全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、水道料金及び下水道使用料について、請求誤りが判明いたしましたので、御報告いたします。

請求誤りは令和元年度に料金システムを更新し、10月から稼働してまいりましたが、料金確定時の用途区分判定及び使用日数計算のプログラムのミスによるものであります。

原因といたしましては、水道の新規契約の場合、最初の用途区分を家事用1として判定し、その用途区分は初回検針時まで継承しますが、初回検針時前に用途区分を家事用2としてシステムが自動判定していたことによるものでございます。なお、下水道使用料は水道料金の用途区分を適用することになっているため、同様に誤判定されました。また、使用日数の計算ミスにつきましては、使用日数が半月に満たない場合は、当該月の基本料金の2分の1の額を請求することになっておりましたが、プログラムの不具合により正常に計算されず、1か月分の料金を請求したものであります。

今回の誤りによって、用途区分の誤判定により水道料金で50件4万750円、下水道使用料で47件2万3,970円、合計97件6万4,720円の過小請求、使用日数の計算ミスにより水道料金で8件9,814円、下水道使用料で3件2,648円、合計11件1万2,462円の過大請求となりました。

既に対象者にはおわび文を送付し、過小分につきましては7月料金及び使用料請求時の納付をお願いし、過大請求については近日中に還付を実施します。

水道及び下水道の使用者の皆様の信頼を損ねたことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、今後につきましてはシステムの更新の際にはチェック体制の強化を図り、併せて請求事務の適正な執行を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告いたします。誠に申し訳ございませんでした。

以上、2件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第15号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第15号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

令和2年5月28日から令和2年8月24日までの期間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、別紙のとおり14件でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和2年5月28日から令和2年8月24日までの期間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号の規定により報告する工事又は製造の請負は、別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第16号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第16号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第16号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和2年5月28日から令和2年8月24日までの期間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、5ページにございます別紙のとおり2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第65号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第65号 教育委員会委員の任命についての件を議

題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第65号教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、住所が足寄郡足寄町南6条6丁目6番地2。真下 勉氏。昭和34年8月5日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和2年9月30日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

真下氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第65号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第66号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第66号里見が丘公園整備（電気設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第66号里見が丘公園整備（電気設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年8月17日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した里見が丘公園整備（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、里見が丘公園整備（電気設備）工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億742万6,000円。

契約の相手方は、横山・宮内経常建設共同企業体。代表者は足寄町南2条2丁目3番地、株式会社横山電気商会、代表取締役 横山協司氏。構成員といたしまして、河東郡上士幌町字上士幌東3線242番地、株式会社宮内電気、代表取締役 宮内 隆氏でございます。

工期は、令和3年3月22日でございます。

次に、8ページの配置図を御覧ください。

工事概要につきましては、照明灯を31基、受変電設備を2基設置するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 質疑いたします。

里見が丘公園の整備ということで、照明器具を31基ということで、1億円強の大きな金額になっております。これは1基当たり割り算すれば幾らというふうになりますけれども、電気設備に1億円というのは結構な金額ではないかなと思っておりますが、1基当たりの内容と、それと地元の業者さんが、この方、構成員の方は上士幌になっておりますけれども、地元業者にも設備屋さん何軒かございますが、そういう構成員にできなかったのか、その2点を質問いたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、若干休憩をいたします。それでは、50分まで休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 時間を頂きまして、誠に申し訳ございませんでした。

委員仰せの照明、それからキュービクルの値段なのですが、照明につきましては約3,245万円、1基当たり約104万6,000円ぐらいになります。タイプが3タイプありますので、大体台数で割り返して1基当たり104万6,000円となります。それからキュービクルなのですが、それが2基ありまして5,752万5,000円、それからその他外構それから土工含めまして1,745万1,000円でトータル1億742万6,000円という形になります。キュービクルにつきましては受変電設備という形で、四角い箱の形になります。中にトランスとか、変電などで高圧を低圧に下げるといような小規模な施設のことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 構成員の関係も。

総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

2点目の御質問につきまして、お答えをいたします。

今回、横山・宮内経常建設企業体のほうで落札決定し契約を締結させていただくものでございますが、町内には横山電気商会のほか2社の電気工事業者がございます。それで、ほかの2社につきましては、建設業の許可区分におきまして、特定建設業の許可をお持ちでないということがございます。一般の許可を取得されておりますものですから、もし下請工事を出す場合に、4,000万円以上のものを下請に出す場合、一般の許可しかお持ちでない業者につきましては下請の工事を出せないということがございます。それで、特定建設業を持っている業者さんを選考いたしまして、今回横山・宮内経常建設企業体が落札したというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

4番。

○4番（榊原深雪君） お聞きいたします。

里見が丘の状況を見ますと、冬場はほとんど利用者がいないかもしれないと思うのですが、スケート大会などは日中やられますしあれなのですけれども、これからの今後のことを考えますと、つけたことよってのランニングコストはどれぐらいを見込んでおられるのかどうかをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回の工事でありますけれども、里見が丘の公園の再整備ということで整備を今回しているところでありまして、そういうような形で道からも公園の整備の補助金を頂きながら整備をしているところであります。

基本的には、今まであるものを更新するというような形になります。電気代だとかも今までも当然かかっているわけですし、今回整備することによってLEDだとか、そういう施設になりますので、当然ランニングコストもかかるわけですが、少しでも抑えた形でランニングコストも抑えられればなというように考えているところであります。

基本的には今までもお金も、ちょっとこれからどういう具合に動いていくのかというのはちょっと分かりませんが、そういった部分では少しの削減効果みたいなものもやっぱり出てくるのかなというようにも思っています。全体的にはどのぐらいの経費が今までかかっている、これからどのぐらいかかっているのかというのは、ちょっと今すぐにはちょっと出せませんが、そういう形で考えておりますので、御理解頂ければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） これから経費等はこれから分かるということで理解いたしましたけれども、この整備によりまして、これまでとこれからとどのように変化すると思われませんか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、今まであるものを更新、かなり老朽化もしてきているということで、更新をしていくという形になっておりますので、大きくは今までと形的には変わらないのかなというように思っていますが、設備が新しくなることによって景観ですとか、そういったものもよくなりますし、それから今後の使っていく上での、今後の寿命というか、そういったものも延びていくということに、取り替えますのでなしていきますので、そういった意味では、今後も同じような形で里見が丘公園を活用していただける方たちにとっては、今までと同様に使っ

ていただけるという形になるのかなというように思っています。

基本的には、先ほども言いましたように、更新工事でありますので、老朽化しているものを新しくしていこうという、そして新しくすることによって、その効果というのはやっぱりあるのかなと、景観等もよくなりますし、新しくなることによって見栄えもちょっとよくなるのかなというようにところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 町長のほうから寿命という言葉が出てきましたけれども、この工事によって今の新規工事したものはどれぐらいの寿命があると考えられますか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 受電設備なども交換するわけでありましてけれども、これも30年、40年という結構長期な形で寿命は延びるというように思っております。街路灯については、やはりある意味消耗品的な部分もありますので、多分LEDになることによって長寿命化にはなっているとは思いますが、やはり電灯といいますかね、そういったものはやや消耗品に近いものがありますので、数年で壊れる場合もあるかなというように思っておりますが、全体としてはやはり20年、30年ともっていくのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、質疑はございませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） スタンドの周りをぐるり照明とありますけれども、ナイターというわけにはいなくても、夜、子どもたちが練習できるような明るさになっているのでしょうか。それとも、ただ足元を照らすだけの照明なのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

この照明につきましては、先ほど町長のほうからも答弁ありましたとおり、従来のやつを更新していますので、従来どおり周りを照らすというような形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ということは、野球場に効果があるという、そういう強い照明ではないということですね。はい、ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございますか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） これだけの大きな電気工事に関連があると思うのですが、この場所には結構子どもたちも多いし、人数も多いと見るのですけれども、防犯上の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、カメラ等はついているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回の工事の中には、防犯灯については入っておりません。里見が丘のところでは防犯灯がついているところは足湯のところと、それからバーベキューハウスのところ、ここにはその工事をやったときに併せて防犯灯をつけておりますが、今回の工事の中には入ってございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） できれば、やっぱりふわふわドーム辺りの周辺も全体見れるようなやっぱりカメラが必要でないかなど、私は思うのですけれども、そこら辺についてちょっと考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

ふわふわドーム等の辺りにも防犯灯をというようなお話でございますけれども、足湯の

ところと、それからバーベキューハウスのところに防犯灯つけたときに、少しどんな形でちょっと見えているかちょっと僕も見えていないのではっきり分かりませんが、なるべく広く、そこだけではなくて広く見えるような形でつけてもらうような形にしています。ですから、例えば足湯のところであれば、足湯の中だけではなくて、その周り、例えば道路だとか、誰か歩く人も一緒に見えるような形ですとか、バーベキューハウスも同じような形で両側から囲んでいるような形になりますけれども、あの辺りの道路なども含めて歩いているような人も見えるような、そんな形で防犯灯をつけてもらうようにしています。

たまたま町内で行方不明になった方もいたような時期でありましたので、例えば道路を歩いているようなところが遠目からでも見えるような、一応形にしておけば、もしもというときにも少しは役に、そういった部分での役に立つ部分もあるかなというように思っています、少し遠目で見えるような形にはなっているかというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） いずれにしても、確認していただければありがたいだろうし、それとふわふわドーム辺り子どもたちが多いので、非常に防犯上必要だというふうに私思うので、一度確認してください。よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これをもって、質疑を終了をいたします。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号里見が丘公園整備

(電気設備) 工事請負契約についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号里見が丘公園整備(電気設備)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第67号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第67号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第67号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年3月3日、第1回定例会におきまして、変更の議決を頂きました、足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定につきまして、協定の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

協定変更の理由ですが、足寄下水終末処理場の処理棟外壁改修工事に当たり、既設の外断熱パネルを撤去したところ、躯体に相当のひび割れを確認し、修理方法の検討に時間を要したこと、及び専門業者の手配に日数を要したため、協定期限内に履行が不可能となりましたことから、工事予定期間令和2年9月30日までを令和3年2月26日までに変更をお願いするものでございます。

なお、協定の事業費につきましては、現在

工事実施中のため変更はございませんが、事業費の額が確定し変更が生じた場合、改めて協定の変更について議会に御提案をさせていただきます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者、理事長 辻原俊博氏でございます。

なお、10ページに協定(案)を添付しておりますので御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第67号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第68号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第68号北海道市町村職員退職手当組合規約の

変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 11ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第68号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

変更の内容について申し上げます。

退職手当組合の構成団体中、解散に伴いまして脱退した団体が生じたため、別表から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

12ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第68号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案どおり可決されました。

◎ 議案第69号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第69号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 13ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第69号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものでございます。

変更の内容について申し上げます。

北海道市町村総合事務組合の構成団体中、解散に伴いまして脱退した団体が生じたため、別表第1及び第2から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合を削るとともに、一部の文言を改めるものでございます。

附則におきまして、この規約は北海道知事の許可の日から施行することを定めております。

14ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第69号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第70号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 15ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

変更の内容について申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体中、解散に伴いまして脱退した団体が生じたため、別表第1から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合を削るものでございます。

附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

15ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第71号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第71号足寄町都市計画マスタープラン(令和

2年～令和21年)についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました、議案第71号足寄町都市計画マスタープラン(令和2年～令和21年)について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、足寄町都市計画マスタープランを別冊のとおり定めるため、議会に御提案をするものでございます。

本計画は平成22年度に策定した足寄町都市計画基本計画(足寄町都市計画マスタープラン、以下都市マスと言います)が前回の見直しから10年近くが経過し、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化していることに加え、都市マスの上位計画である都市計画法第6条の2都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下区域マスと言う)の見直しを北海道が令和2年10月に予定しているため、区域マスとの整合を図るべく、計画の中間時期ではありますが、都市マスの見直しを行うものでございます。

内容について御説明申し上げます。

別冊の都市マス(案)の1ページ、2ページをお開き願います。

ここでは、都市マスはどのような計画か、見直しの背景及び計画の目標年次について説明させていただきます。

都市マスは、都市計画法第18条の2に規定されており、市町村の都市計画の基本的な方針として20年先を見据えた目指すべき都市の将来像とその実現に向けた取組の方向性を整理したマスタープランになり、土地利用をはじめ道路、公園、下水道などの都市施設の整備等に関する計画を定めたものでございます。また、北海道が策定する区域マスや足寄町第6次総合計画などの上位関連計画との整合を図り、これから進める都市計画、まちづくりの方向性を定めるものと位置づけされ

ています。

次に、3ページ目をお開き願います。

都市マス見直しの構成になります。

構成としては、第1章で都市マスについての説明を行い、第2章で町の現況、第3章で上位関連計画の整備、第4章で住民意向調査、第5章でまちづくりの課題整理、第6章で都市計画全体としての方向性を示す全体構想、第7章で地域別に個々の特性に応じた方向性を示す地域別構想、第8章で実現化に向けた検討を記載しております。

次に、4ページから5ページにかけて、都市マスの策定体制と見直しのポイントになります。見直しポイントですが、次の視点で行っております。

- 1、国、町の上位計画、関連計画との整合。
- 2、将来の人口規模や市街地動向及び大規模災害に対する都市計画としての対応。
- 3、居住者視点、若者視点のまちづくり意向把握による新たなまちづくりの方針、検証についてでございます。

次に、6ページから26ページ、第2章足寄町の現況では、本町における土地利用、人口や都市計画施設の現況などを整理しております。

次に、27ページから40ページ、第3章上位関連計画の概要では、足寄町第6次総合計画や区域マスなどの概要を整理しております。

次に、41ページから67ページ、第4章住民意向調査では、住民の皆様にもまちづくりに対する意見を頂くため、住民意向調査を実施した結果について記載しております。

次に、68ページから70ページ、第5章まちづくりの課題では、町の現状、特性、時代の潮流、住民意向調査などからまちづくりの課題を設定するとともに、上位関連計画で示されている町の将来像や目標を抽出し、まちづくりの方向性とまちづくりの方針を整理しております。

次に、71ページから85ページ、第6章全体構想では、将来の目標設定において、足

寄町第6次総合計画を基本に、足寄都市計画の将来像や基本目標を設定いたしました。

将来人口は足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略における将来人口と整合を図り、令和12年5,543人、令和22年4,710人といたしました。

全体構想の内容としては、将来都市構造、土地利用、都市施設の整備方針などについて検討を行っております。

次に、86ページから107ページ、第7章地域別構想では、地域区分の設定として、全体構想で検討した市街地ゾーンを旭町地域、西地域、南・栄町地域、北地域、中央地域、下愛冠地域、郊南・共栄地域の7地域に区分し、都市計画に関わるまちづくりの将来像を設定しております。

用途地域外においては、森林ゾーン、農業・田園ゾーンと位置づけ、森林の保全や良好な自然環境の形成に努めるほか、周辺の自然環境と調和を図りつつ、農業振興と農地保全に努めることとしています。

次に、108ページから112ページ、第8章実現化に向けてでは、109ページの図のとおり、足寄町における都市計画の将来像「住みたいまち、住み続けるまち、足寄」の実現を目指します。

また、運用についてですが、本計画はこの先を見据えた長期の視点に立った計画であることから、目標達成までの間に社会環境の変化や関係法令の新設、改正、住民ニーズの多様化などが十分に考えられ、このような変化にも柔軟に対応するため、本町の現状や社会環境の変化の把握に努め、計画の進捗状況を管理し、それを踏まえて計画の見直しを行うPDCAサイクルを確立し、このサイクルに基づき計画の実現を推進してまいります。

なお、上位計画の見直しや社会環境の変化などにより、本計画で定めた方針などに大きく影響を及ぼす場合には、本計画を見直すものといたします。

本都市マス(案)は議会議決を経て、10月に告示公表を行う予定としております。

以上で、足寄都市計画マスタープランについての提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第71号足寄町都市計画マスタープラン(令和2年～令和21年)についての件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号足寄町都市計画マスタープラン(令和2年～令和21年)についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることと決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 議案第72号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第72号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

消防課長 大竹口孝幸君。

○消防課長(大竹口孝幸君) ただいま議題となりました、議案第72号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成16年に157名から150名に減員して以来の改正となります。

改正理由ですが、全国的にも消防団員の成り手不足が騒がれている中、足寄町においても団員不足は顕著に見られているところです。団員不足の要因としましては、第1分団は市街地は産業や就業構造の変化によりサラリーマン化が進み、入団しても長年消防団員としての活躍が難しくなっていることや、2分団から5分団につきましては少子高齢化社会の到来により、農業後継者が少なくなり、地域の過疎化が進んでいることが要因と思われ、ここ数年は定員に対し20名前後の不足が生じておりました。この間、町広報誌などによるPRや団員自ら友人、知人に声をかけ勧誘するほか、平成29年には消防団員の処遇改善として年額報酬と費用弁償をそれぞれ引き上げてきたところです。

前回改正から16年が過ぎ、足寄町の人口もその当時からかなりの減少も見られるとともに、少子高齢化社会が及ぼす影響を鑑み、今回改正する運びとなりました。

改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「150人」を「135人」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和2年10月1日から施行することとしております。

なお、17ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

また、今条例改正に伴い、足寄町消防団の組織に関する規則第4条におきまして、各分団の階級別定員の改正を図りますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第72号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすること

と決定いたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月9日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時34分 散会

令和2年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員